

# テロ被害者支援に関する日米の取り組みの比較

(調査:衆議院議員 長島昭久事務所)

	アメリカ <911テロ被害者>	日本 <地下鉄サリン事件被害者>	その他日本の制度 <全国の被害者への総支援>
1 基本法制	犯罪被害者法(1984年)、同法に基づく連邦・犯罪被害者基金(約9億ドルの資金・累積37億ドル受け入れ、200万人以上の支援)	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(1980年)	■犯罪被害者等基本法(2004年) ■国の基金はなく、(財)犯罪被害者救援基金(91年資産41億円)あり。
2 支援・補償の主体・内容	各州が連邦の基金から交付される財源と州の財源により、補償・各種支援策を実施。  補償内容:医療費(メンタル治療費含む)、葬儀費用、逸失給料等  支援内容:身体、精神両面でのサポート、生活上の安定の手助け等		■犯給法給付金(04年総額約11億円) ■警察に力ウォンセリング専門職員配置、指定民間団体による給付金申請支援、相談サービス等
3 被害者補償の考え方	補償と援助  加害者の補償が基本(刑事被告人に補償命令、加えて連邦交付金)		給付金主体。給付金は補償ではなく、見舞金的なもの
4 基金の財源	連邦犯罪の罰金、没収金等が主体。01年から寄付も受入れ可能となる。		
5 テロ被害者特別立法・基金等	■911テロ被害者補償基金(911テロのみに適用、911テロは歴史的に未曾有の悲劇のため) ■米国愛国者法2001	地下鉄サリン事件に特有の制度は、教団の破産手続きにおける国債権放棄に関する特例法(1998年)のみ。*債権届出者は5311人の被害者中2割の1137人。債権回収率3割)	
6 テロ死傷者給付額等	■死亡:2880人、約60億ドル ■負傷:2680人、約10億5千万ドル 一人当たり平均:126万7880ドル(約1億3千万円超)	「支給法」による給付受給者は2名のみ。	
7 支援体制・非政府団体への援助等	■連邦司法省犯罪被害者対策室が国の機関と連携 ■州からの財政的支援がある		■警察庁が被害者早期援助団体に情報提供などにより支援 ■指定団体に対する警察からの情報提供などはあるが、財政的支援はない
8 保証金の上限	死亡:25万ドル+親族等10万ドル(911テロの場合、非経済的損失のみ)		■死亡:1573万円 ■障害:約1849万円

\* 地下鉄サリン事件被害者に対する日本政府のサポートは、皆無と言ってもいい状態。

2004年に「犯罪被害者等基本法」が制定されたが、サリン事件から10年たっての法制化だった。

教団破産手続き後の債権放棄は、被害当事者より地方自治体の債権回収が優先されている。